

3 指 第 3 5 5 号

令和 3 年 5 月 2 1 日

建設業界団体関係の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
に係る特記仕様書の記載について（一部改訂）

上記については、令和3年1月4日付3指第201号により通知しているところ
です。この度、令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対
策特別措置法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられ、
内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」においては、感染対策啓発用のポスタ
ー等の充実が図られ、その内容を踏まえ、国土交通省において「建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂が行われました。

つきましては、下記のとおり特記仕様書に記載することとしましたので参考に
お知らせします。

記

1 内 容

別紙のとおり特記仕様書に記載することとする。

2 適 用 日

通知日以降に設計図書を作成するものから適用する。